

2021年4月23日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長  
西川晋司

## 2021年 夏季一時金に関する要求書

2度目の緊急事態宣言の全面解除から1か月も経たないうちに、大阪府や東京都などにまん延防止等重点措置が適用され、4月20日には10都府県に対象が拡がりました。しかし、感染拡大の第4波を封じ込めることはできず、変異型ウイルスの感染が急拡大を続け、3度目の緊急事態宣言の発出に向けた調整が行われる事態となっています。

これまで経験したことのない事態が続く中、喫緊する感染症への対策に加えて、東京2020大会の開催に向けた準備などへの対応に迫られている東京都の職員は、どんな困難な事態であっても、都民の命を守り、暮らしを支え、公共交通と水道・下水道のライフラインを維持し、公教育を充実するため、日夜、使命感を持って様々な職場で懸命に働いています。

都の職員は、昨年の人事委員会の期末手当引下げ勧告に基づき、全ての職員の年末一時金が減額となっただけでなく、それに追い打ちをかけるような人事委員会の報告により、事実上5年連続して給料表の改定が見送られ、例月給が据置きとなりました。ウイルスの感染拡大が収束する兆しを見せない中で、感染症対策の業務は長期化し、職員は疲弊しています。私たちは、都で働く職員であると同時に、自分自身と家族が健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。使命感だけで働き続けることはできません。全国で最も生計費を要する首都圏で暮らす職員は、実質賃金が減り続ける状況のもと、生活改善につながる大幅賃上げを切実に求めており、夏季一時金の支給月数増は、組合員の強い要求です。

また、定年前と同じ仕事を担い、同様の責任を負っているだけでなく、若手職員への技術・技能の継承など、むしろ役割が増している再任用職員の夏季一時金を定年前職員同様とするよう強く求めます。さらに、昨年、期末手当支給の初年度から支給月数が引き下げられた会計年度任用職員は、常勤職員と一体となって都政を担っており、常勤職員と同様に夏季一時金の支給月数を引き上げるよう強く要求します。

新型コロナウイルス感染の拡大防止や東京2020大会の準備など、困難な事態の中で奮闘している職員が安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、全ての職員の夏季一時金を下記のとおり支給することを要求し、誠意ある回答を求めます。

### 記

- 1 夏季一時金 2. 5月分を6月30日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること
- 2 上記に対する回答を5月25日までに行うこと